

図書館法の検討過程に関する座談会記録 (1950 年、52 年、65 年、71 年) の分析

葉袋秀樹 (筑波大学名誉教授)

qzw04141@nifty.com

抄録

本研究の目的は、図書館法の検討に直接関わった文部省の担当者と日本図書館協会 (日図協) の役員による座談会の発言内容を分類して整理することである。発言内容を分類した結果、米日の行政組織、図書館法の検討過程、図書館法案の内容、最終法案の評価等について多様な意見が述べられていることがわかった。考察の結果として、米国と日本の考え方の相違が見られること、その後の法改正の取り組みを条件として図書館法の制定が認められたこと、座談会ではなく、報告書を作成しておくべきであったことを明らかにした。

1. はじめに

1.1 研究の背景

1950 年に制定された図書館法の検討に直接関わった人々は文部省社会教育局と日本図書館協会 (日図協) の関係者である。図書館法案の検討過程、その経緯と内容を理解する上でこれらの人々の発言は非常に重要である。

図書館法の検討過程に関する文献の多くはこれらの人々の著作である。発表の時期では、制定に着手した 1949 年 9 月以後と 8 月までに分けることができる。後者には、関係者の個人著作、座談会の記録のほか、図書館法の解説文献がある。座談会は 1950 年、52 年、65 年、71 年の 4 回行われ、記録が『図書館雑誌』に掲載されている。この記録は非常に重要であるが、これまで分析されていない。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、この記録の内容を分析し、これらの人々の発言の内容を分類して整理することである。

1.3 研究の方法

研究課題として、座談会における発言の内容はどのようなものを設定した。これまでの図書館法に関する研究から、日図協と文部省、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) (以下、「GHQ」という) との関係に着目する。

座談会の発言は、要約し、検討のプロセスに沿って、行政組織、検討活動 (検討過程、法案の内容、最終法案の評価、日米の考え方の相違の 4 項目) の合計 5 項目に分類し、内容によってさらに分類した。

座談会の発言には、時期によって内容が異なる場合や当事者から異論が出されている場合がある。長島久は、異動の理由を訂正する記事を『図書館雑誌』に投稿している¹⁾。発言のうち事実に関する部分については、必要に応じて、

今後他の文献と比較検討して確認する。

2. 検討過程に関する文献と座談会の意義

2.1 検討過程に関する文献

検討過程の報告や回想を含む雑誌記事リストを作成し公開した²⁾。今後、座談会記録以外の文献の内容を整理する必要がある。

2.2 座談会の経過と概要

①「図書館法ができあがるまで」(1950 年 5 月)³⁾

出席者：雨宮祐政、井内慶次郎、衛藤利夫、加藤宗厚、川崎繁、武田虎之助、中井正一、中田邦造、廿日出逸暁、司会：有山崧
長い座談会の最後の部分のみを収録している。名簿には発言している武田の名前が脱落している。衛藤、中田は発言していない。井内、川崎はこの座談会のみ参加している。

②「占領は日本の館界にプラスであつたか」(1952 年 5 月)⁴⁾

出席者：雨宮、加藤、武田、司会：有山
占領の終了が契機となっている。冒頭で、有山は「占領 6 年 8 ヶ月間の回顧を語って、隠れた事実を明かにしておく」ことも意義深いと述べ、「裏の動き」を知っている方に集まっていたと語っている。出席者は文部省の関係者である。末尾の「CIE ライブラリー」「ナトコ」について」の 2 項目は除外する。

③「館界の敗戦前後」(1965 年 7 月)⁵⁾

「図書館の復興」「金曜会に集まる」「社会教育法と図書館法」の 3 項目を対象とする。出席者 (3 項目の発言者)：雨宮、河合博、加藤、廿日出、司会：有山
終戦 20 周年を記念した特集である。

④「守りぬくに価するもの、図書館法一制定当時の苦心を語る」(1971 年 4 月)⁶⁾

出席者：雨宮、加藤、武田、廿日出、清水正三、司会：浪江虔

社会教育法改正の動きに対して、図書館法を守る立場から企画されたもので、図書館関係者以外に、浪江と清水が加わり、社会教育法改正反対の立場を打ち出している。

2.3 発言者の氏名・所属・経歴

発言している参加者は、雨宮祐政、有山崧、井内慶次郎、加藤宗厚、河合博、川崎繁、武田虎之助、中井正一、廿日出逸暁の9氏である。これらの人々の経歴は今後明らかにする。

3. 座談会の発言内容

発言内容を要約し、内容によって、大きく5項目に分類し、さらに細かく分類し、座談会の番号と発言者名の姓を丸括弧内に記載した。

3.1 米日の行政組織

(1) 米国側

1) 行政組織

- ・日米の意思決定上の関門の数 (④雨宮)
- ・GHQ内のESS(経済科学局)とCIE(民間情報教育局)の関係 (④雨宮)
- ・日本の省庁からGHQへの働きかけ (②武田)

2) 図書館担当者等

- ・キーニーとネルソンの関係 (②雨宮)
- ・キーニーとバーネットの関係 (②雨宮)
- ・バーネットとフェアウェザーの関係(引き継ぎ) (②雨宮)
- ・バーネットの評価 (②有山、③雨宮、④廿日出)
- ・フェアウェザーの評価 (②有山、④廿日出)
- ・ネルソンによる推進 (①有山、②武田)
- ・ネルソンの評価 (④武田、雨宮)

(2) 日本側

1) 文部省担当者の行動と評価

- ・社会教育局の雰囲気 (④武田)
- ・長島孝の異動の理由 (④雨宮)
- ・小林行雄課長の尽力 (④武田)
- ・小林行雄課長の評価 (③廿日出、④武田)
- ・法隆寺の火災 (③雨宮、④武田)
- ・深見吉之助の評価 (③雨宮)
- ・加藤作成の要綱 (④加藤) と日図協の要望 (④廿日出) の雨宮による条文化
- ・雨宮に対する批判 (1949年) (①有山)

2) 日図協と文部省の関係

- ・日図協の文部省に対する圧力 (①雨宮)
- ・文部省内の廿日出・中田の行動 (④武田)

3) 法律通過に努力した人々 (略)

3.2 図書館法の検討過程

(1) 戦前に関する言及

- ・戦前図書館の貧弱な実態 (④廿日出、加藤)
- ・図書館令改正委員会 (1941-43) (④廿日出)
- ・中田邦造の図書館令改正の構想 (④雨宮)

(2) 1945~1947年の検討

- ・米国からの内々の連絡 (③有山)
- ・キーニー意見書 (1947年1月) (③有山)
- ・長島案 (1947年3月) と図書館職員養成所に関する規定 (④雨宮)
- ・加藤・雨宮案 (1947年9月) の名称の影響 (②雨宮)
- ・教育基本法と学校教育法の制定 (1947年3月) による遅れ (②④雨宮)

(3) 図書館法案 (1949年1月) に対する日図協の認識

- ・文部省・GHQによる了承 (④廿日出)
- ・社会教育局の社会教育法を優先する意見 (④廿日出)
- ・社会教育局長の対応 (④雨宮、廿日出)

(4) 社会教育法と公民館

- ・社会教育の不明確な定義 (①雨宮)
- ・社会教育法=公民館法 (①廿日出)
- ・公民館思想の変化(活動から施設へ) (④雨宮)
- ・ネルソンによる社会教育法推進 (②④雨宮)
- ・図書館単独法の主張 (③雨森、④加藤、廿日出)
- ・社会教育法だけでは解決し切れない問題の存在 (①井内)
- ・雨宮の社会教育法批判発言 (①有山)

(5) 困難な経済環境

ドッジ・シャウプの経済勧告 (④雨宮)

(6) 制定に対する姿勢

- ・1949年12月19、20日の図書館法委員会で、図書館界として「どんな形でもいいからとにかく図書館法を通せ、義務設置がはずされてもいいから通せという最後の腹が決まった」「客観情勢がどうしても、どんな形でもいいから図書館法をものにしたという館界の欲求とピッタリと」合った (①有山)。

(7) 協力体制

- ・法案を通すための協力体制 (①川崎)
- ・図書館界の威力 (①有山)

(8) 時代区分

4期区分の解釈 (①雨宮)

3.3 図書館法案の内容

(1) 図書館の目的

- ・リクリエーションの提案 (④加藤)
 - (2) 義務設置の否定**
 - ・CIEの賛成(途中まで) (④武田)
 - ・バーネットの説明(民主主義(④廿日出)、財政事情と国民への食料保障の必要性(④加藤)、条件としての国庫補助(④廿日出))
 - ・地方自治庁の反対意見とCIEへの働きかけ(②武田)
 - ・山室課長の指示による削除(④武田)
 - ・一定人口以上の地方公共団体による設置(①加藤、廿日出)
 - (3) 図書館サービス**
 - ・ネルソンの提案「一般公衆の要望」(④武田)
 - (4) 司書養成の方法**
 - 1) 検定制度の削除
 - ・CIEの反対(②加藤)、検定試験の廃止と正規の学修の必修化の考え方(②武田)
 - ・米国側の無理解と大学教育の重視(④雨宮)
 - 2) 養成対象者に応じた中央と地方の分担
 - ・下級職員多数の養成と専門的知識・技術を持つ上級職員の両方の養成を意図したが、前者が消えて、後者が残った(②武田)。
 - ・地方に下部職員の養成機関を置き、高等職員の養成機関として図書館職員養成所を置く考え方があり、前者が中央図書館と関連していたが、反対された(②雨宮)
 - ・初歩の職員向けに県立図書館付属の養成機関を作る構想(④武田)
 - ・実務担当者の養成機会の不足(②武田)
 - 3) 図書館職員養成所の扱い
 - ・長島案は活用されず、養成所について文部省設置法附則で定めたが、図書館法では継承されなかった(④雨宮)。
 - (5) 補助金の条件としての館長の司書資格**
 - ・自治体財政に響くというESSの判断(①雨宮)。地方自治庁・大蔵省の反対意見で、アメリカ側の責任ではない(②武田)。
 - ・深見による有資格者確保の難しさの指摘(④廿日出)
 - (6) 基準に関する規定**
 - ・参考としてのアメリカ図書館協会の「戦後公共図書館基準」(④加藤)
 - ・県立図書館長の反対のため、低い数値基準案になった(④加藤)
 - ・基準は法律から外され、最低基準だけが施行規則になった(④加藤)
 - (7) 中央図書館制度の否定**
 - ・制度に対する反対意見はなかった(②武田)
 - ・制度に対する賛否両論があった(④武田)
 - ・図書館組織網で、制度ではない(④雨宮)
 - ・戦前の中央図書館制度には反対だが、機能面での連携は必要である(②武田)。
 - ・ネルソンの地方分権を強調する意見(想像)による削除(②武田)
 - ・ネルソンの指示による削除(②有山、④武田)
 - ・日図協の任務が重くなったというネルソンの意見(②有山)
 - ・都道府県立、市町村立図書館の機能は分けない方がよいという結論になった(④廿日出)
 - ・それぞれを示す必要がある(④武田)。
 - (8) 図書館委員会の否定**
 - ・バーネットは強調したが、日本には合わないという結論になった(②加藤)。
 - (9) 私立図書館の自主性**
 - ・公立図書館業務の私立図書館による代行に対するCIEの反対(②武田、有山)
 - (10) 日本側の究極の目標**
 - ・図書館総合法である(④雨宮、武田)
 - ・図書館法体系の提案(文部省に公共図書館課、学校図書館課、大学図書館課からなる図書館局を設ける)(④廿日出)
 - ・図書館の名称独占、目的税(④廿日出)
- ### 3.4 最終法案の評価
- (1) GS(行政部)の修正への対応
 - ・問題は補助金の条件としての館長の司書資格(①有山)、基準と館員資格の空文化(①武田)⁷⁾
 - ・武田は、修正案には反対だったが、最終的に井内、川崎に同調した(①武田)。井内は「その後の努力」を強調し、川崎は「生きる途を見つけよう」と述べ、日図協関係者の多くも「大勢に影響ないと」賛成した(①武田)。
 - (2) 図書館法と図書館関係者の評価
 - ・専門職員の素質の向上、新しい図書館のあり方の提示(②有山)
 - ・文部省内と省外の館界人の団結(④武田)
 - ・図書館関係者の結束(③有山、雨宮)
 - ・図書館法の規制力の弱さへの反省(④雨宮)
 - ・無資格館長でもよい「ザル法」(④廿日出)
 - ・司書講習継続による養成の弱体化(④雨宮)
 - ・検定制度の必要、現状の質の低下(④加藤)
 - ・図書館法＝総合法の土台の忘却(④雨宮)
 - ・行政の観点からの社会教育法制における図書館の欠落の是正を求める意見の指摘(④武)

田) とそれを理解する意見 (④廿日出)

(3) 図書館関係者による反省の必要性

- ・ 制定時の反省と再発足の必要 (①武田)
- ・ 改正に関する文部省との交渉困難 (③雨宮)
- ・ 図書館法制定の動機 (③④雨宮) と図書館思想 (④雨宮) の忘却
- ・ 回顧反省の不足 (③雨宮)

(4) 大学図書館への影響

- ・ 国立大学職員採用における司書資格の尊重 (④雨宮)

3.5 日米の考え方の相違

(1) 日米間の感情

- ・ 図書館を重視する米国への期待 (②有山)
- ・ 米国の押し付け、実現しなかった要望の究明の必要 (②武田)
- ・ 米国の善意による押し付け (③河合)
- ・ ネルソンに対する反感 (④武田)

(2) 日米の制度の相違

- ・ 米国 (民主主義) と日本 (補助金行政) のズレ、その調整の困難 (④武田)

4. 考察

4.1 日協と文部省との関係

中田、廿日出は「毎日文部省につめて、係官を鞭撻してまわるわけです」「文部省を外から強引にひきずったというのが真相でしょう」

(④武田)

4.2 日本側と GHQ の関係

(1) 米国に対する期待

「アメリカは図書館を大切にする国だから」「文化国家をつくるんで図書館に大きな先ゆきがあるということで沸き立った」 (②有山)

(2) 米国と日本の考え方の相違

米国では「民主主義を基本にしたものの考え方」であるが、それを日本に導入すると、「補助金 (中略) を目やすにした基準」になり、それが米国側の「気に入らない」、日本側はそれを「いいがかりというふう感じていた」ことを指摘している (④武田)。

4.3 図書館法案の評価

最終段階の GS (行政部) の修正に対し、武田は反対であったが、井内、川崎は、強い不満を持ちつつも、今後図書館側の要望が通るように改正すればよいという意見であったため、最終的にそれに従った。全体として、日本側は、GS の修正にきわめて強い不満を持ちつつ、今後の法改正の取り組みを条件として制定を認

めたものと考えられる。

武田は、「ああいうようなことになつても法なるものを成立させなくちやいかんかどうかということで悩んだ」と述べているが、井内の発言を「この際不満ではあるがともかくも向うの言分を入れて法として通す。今度はその後の努力によつて自分たちの考えを生かすような方向に持つて行こう」と整理し、川崎の発言を「投げないで (中略)、どつかで又生きる途を見つけようという努力をすべきじゃないか」と整理している。最終的には「後の努力に待つ」こととしたのである。

この原因となる修正について、武田は「地方自治庁が、(中略) 地方財政を圧迫する結果を招くから、(中略) 緩和してくれということで大蔵省側もその意見を支持した」と述べている (②)。これは GS による修正の背景は地方自治庁であることを示している。

4.4 報告書の必要性

座談会では多くの問題が議論されており、それを整理することによって議論の範囲と内容が明らかになった。関連著作がないと思われる雨宮、武田、廿日出の発言が多く、他の文献を補う役割を持つ。誤りや趣旨が不明確な部分もあり、座談会にとどまらず、報告書ないしは論文を作成しておくべきであった。

注・引用文献 (出版年月順)

- 1) 葉袋秀樹編「図書館法の成立に関する雑誌記事リスト」(<http://toshokanron.jugem.jp/?eid=205>)
- 2) 雨宮祐政ほか「<座談会> 図書館法ができあがるまで」『図書館雑誌』44(6), 1950. 6, p. 109-112.
- 3) 有山崧ほか「<座談会> 占領は日本の館界にプラスであったか」『図書館雑誌』46(6), 1952. 6, p. 126-131.
- 4) 有山崧ほか「<座談会> 館界の敗戦前後」『図書館雑誌』59(8), 1965. 8, p. 310-319.
- 5) 雨宮祐政ほか「<座談会> 守りぬくに価するもの、図書館法—制定当時の苦心を語る」『図書館雑誌』65(7), 1971. 7, p. 326-337.
- 6) 長島孝「個人的なたより」『図書館雑誌』65(11), 1971. 11, p. 565.
- 7) 葉袋秀樹「図書館法案検討の最終段階における法案の修正—1949年12月から1950年3月まで」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2019年度, 2019. 11, p. 49-52.